

市町村職員研修運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟県市町村職員研修所（以下「研修所」という。）の行う市町村職員研修の内容の充実及び効率的な実施について検討するため、研修所に研修運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、研修所の所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

- (1) 市職員
- (2) 町村職員
- (3) 新潟県職員

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(検討事項)

第4条 委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 研修計画の策定に関する事項
- (2) 研修実施に関する事項
- (3) 研修施設に関する事項
- (4) その他所長が特に必要と認める事項

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第6条 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要であると認めるとき又は委員の請求があったときに招集する。

2 会議の議長は委員長が行う。

(経費負担)

第8条 委員会の運営に要する経費は、研修所が負担するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研修所において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 市町村職員研修運営委員会設置要領（平成17年4月1日全部改正）は廃止する。